

介護保険による紙おむつの特別給付について

◎紙おむつ購入費の支給とは？

要介護認定を受けている以下の方を対象に、紙おむつ購入費用の一部を介護保険から支給します。※自己負担割合分はお支払いいただきます。

- ・ 介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型医療施設・介護医療院）へ入所していない方
- ・ 医療機関へ入院をしていない方

※グループホームや有料老人ホームなどは介護保険施設に含まれません。

給付の上限は紙おむつまたは紙パンツが1日あたり1枚、尿とりパッドが1日あたり3枚までとなっています。種類は一覧表から選びます。

◎紙おむつ等の支給を開始するには？

担当のケアマネジャーを通じて市役所（支所）へ申請書を提出してください。他の介護サービスを受けていない方は本人または家族が提出してください。申請書を提出すると、社会福祉協議会よりおむつが配達されます。自己負担割合分の金額を社会福祉協議会へお支払いください。

配達範囲は香取市内です

◎支給内容を変更したい・中止したい。

担当のケアマネジャーを通じて市役所（支所）へ変更・中止届を提出してください。他の介護サービスを受けていない方は本人または家族が提出してください。

一時的な中止・再開も届出が必要です。

◎1ヶ月以上入院する予定になった。特別養護老人ホーム（特養）老人保健施設（老健）、療養型医療施設、介護医療院に入所した。

担当のケアマネジャーを通じて市役所（支所）へ中止届を提出してください。他の介護サービスを受けていない方は家族が提出してください。

◎要介護認定の期限切れに注意！

認定期間中が支給対象です。要介護認定の更新忘れにご注意ください。

紙おむつ購入費の支給は介護保険給付によるものです。
介護保険事業の適切な運営にご協力お願いいたします。

◇問い合わせ先◇

- ・ 申請について
香取市役所 高齢者福祉課 電話 0478-50-1208
- ・ 配達や支払いについて
香取市社会福祉協議会 電話 0478-54-4410